

鳥取県公報

毎週火曜日及び

金曜日発行

(当日が休日又は
土曜日のときは、
その翌日)

目 次

◇ 示 生活保護法による医療機関の指定 (社会課)

生活保護法による診療所の廃止 (〃)

保険医療機関等の指定 (保険課)

土地改良区の定款の変更の認可 (農村整備課)

土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定 (三件) (〃)

土地改良事業の認可申請の適否の決定 (〃)

土地改良事業の認可 (四件) (〃)

土地改良事業の工事の完了 (〃)

保安林の指定予定 (造林課)

開発行為に関する工事の完了 (二件) (都市計画課)

◇ 人委規則 公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

◇ 公 告 毒物劇物取扱者試験の合格者 (衛生課)

准看護婦試験の実施 (医務課)

告 示

鳥取県告示第千六百六十三号

生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則 (昭和二十五年厚生省令第二十一号) 第十二条の規定により告示する。

昭和六十三年十二月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
石丸こどもクリニック	鳥取市天神町三二二	昭和六十三年十月十九日
フジモト調剤薬局	鳥取市天神町三一	昭和六十三年十月十五日
平本小児科医院	倉吉市山根一本木六三七一六	〃
有限会社武本薬局	倉吉市西倉吉町二二一四	〃
大石医院	倉吉市西倉吉町二二一〇	〃
クリニック三上歯科	米子市昭和町七六	昭和六十三年十月二十九日

鳥取県告示第千六百六十四号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十三年十二月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
下北条診療所	東伯郡北条町大字弓原四〇六	昭和六十三年九月三日

鳥取県告示第千六百六十五号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和六十三年十二月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
駅南産婦人科クリニック	鳥取市富安二丁目一三九一二	昭和六十三年十一月一日
米子市休日急患診療所	米子市久米町一三六	"
足立産婦人科医院	倉吉市上井二丁目一〇一七	"
戸田医院	八頭郡郡家町大字郡家二三五	"
小林歯科医院	八頭郡用瀬町大字鷹狩七六七 一四	"
林原医院	東伯郡赤碓町大字赤碓一〇九 二	"
池田外科医院	鳥取市興南町八一二	昭和六十三年十一月五日
林循環器内科 消化器内科	鳥取市田園町四丁目一六八一	昭和六十三年十一月八日
加藤外科内科医院	岩美郡岩美町大字河崎二六六 一三	"
足立医院	西伯郡淀江町大字淀江七九〇	昭和六十三年十一月十日
西川歯科医院	米子市上福原一五九七一四	昭和六十三年十一月十三日
芦川外科医院	鳥取市田園町四丁目三八七	昭和六十三年十一月十五日
堀内診療所	鳥取市西品治新茶屋七四九一 三	"
田中医院	倉吉市上井町二丁目九一二	"
森整形外科医院	米子市夜見町二一六〇	"

上山整形外科医 院	鳥取市湖山町東二丁目一〇三	昭和六十三年十一月十六日
前嶋眼科医 院	鳥取市元町三二六	昭和六十三年十一月十八日
菊川医 院	八頭郡用瀬町大字別府一〇二 一	〃
本家内科医 院	八頭郡若桜町大字若桜一二〇 〇一	昭和六十三年十一月十九日
清水歯科医 院	鳥取市湯所町二丁目二三一	昭和六十三年十一月二十日
山本歯科医 院	鳥取市扇町一二七	昭和六十三年十一月二十一日
市場医 院	境港市馬場崎町一七七	昭和六十三年十一月十六日
近藤医 院	米子市大篠津町四六九四	〃
山本調剤薬 局	鳥取市湖山町北一丁目四六三	〃

鳥取県告示第千百六十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に
基づき、上北条土地改良区の定款の変更を昭和六十三年十二月二日認可し
たので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十三年十二月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第千百六十七号

東伯郡東伯町大字矢下五九八山本一雄ほか六人の者が共同（矢下地区土
地改良事業共同施行）して行う土地改良事業に係る矢下地区の換地計画の
認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭
和二十四年法律第九十五号）第九十六条において準用する同法第五十二
条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次
のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年十二月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十三年十二月七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期
間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千百六十八号

日野町が行う土地改良事業に係る門地区の換地計画の認可申請について

は、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年十二月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和六十三年十二月七日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
日野町役場
- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千百六十九号

会見町が行う土地改良事業に係る大谷地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦

覧に供する。

昭和六十三年十二月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和六十三年十二月七日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
会見町役場
- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千百七十号

日南町が行う土地改良事業（農林地一体開発整備パイロット事業神戸上地区農用地造成と農道整備を一体としたもの）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年十二月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十三年十二月七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千七百七十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、岩美町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）山の神地区区画整理）を昭和六十三年十一月三十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十三年十二月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第千七百七十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、国府町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）三代寺地区区画整理）を昭和六十三年十二月二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十三年十二月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第千七百七十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、日南町が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業花口（松山農道）地区農道整備）を昭和六十三年十二月二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十三年十二月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第千七百七十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項に

において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、日南町が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業花口（六反田農道）地区農道整備）を昭和六十三年十二月二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十三年十二月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第千七百七十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十三年十二月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
岩美町	団体営ほ場整備事業浦富地区ほ場整備	昭和六十三年八月二十四日

鳥取県告示第千七百七十六号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十三年十二月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所

倉吉市円谷字瀧ノ谷四〇六（次の図に示す部分に限る。）、四一九、東伯郡三朝町大字坂本字妙見谷一九四一の一、字入町一九四二、一九五五、字柳一九六二の一、大字神倉字向山四五八の一、四五八の二、四五九、字稗畑谷五一、五一一、東伯町大字倉坂字家ノ上一二五五、一五五六、大字杉地字家ノ上へ四七四、四七五、四八三の一、四八五から四八七まで、大字八橋字長坂三四四四の四、大字福永字北ノ谷三七四、三七五、三七七の一、字倉ノ谷三八〇の一、三八三、字伊屋谷四〇六（次の図に示す部分に限る。）、赤碕町大字大父字長楽寺九四三の九四、字宮ノ谷九九三の四、九九三の五、九九三の七から九九三の九まで、大字山川字柴尾八九六、八九七の一、八九八、九〇五、九〇五の一、九〇六、字東山根一六三の三、字尺善一六七、一六八、字東山ノ下一八六の一、一八八、一八九の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

倉吉市円谷字瀧ノ谷四〇六・東伯郡三朝町大字坂本字柳一九六二の一・大字神倉字向山四五九・東伯町大字倉坂字家ノ上一二五五（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、一二五六、大字杉地字家ノ上へ四八三の一・大字八橋字長坂三四四四の四・大字福永字伊屋谷四〇六・赤碓町大字山川字柴尾八九六・八九七の一・八九八（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部造林課並びに倉吉市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第千七百七十七号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十三年十二月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和六十三年十月二十八日 鳥取県指令受都計三一二十号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市夜見町字鉄道西

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市福市一八三一

添田威美

添田悦子

鳥取県告示第千七百七十八号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十三年十二月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和六十三年六月二十八日 鳥取県指令受都計三一二十号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市夜見町字川西八

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市夜見町四九一

松本俊夫

人事委員会規則

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十三年十二月六日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

鳥取県人事委員会規則第二十一号

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年八月鳥取県人事委員会規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

別表の10の項中

村長 部 局

課長 室長

を 村

長 部 局

課長

に、

教育委員会事務局

教育長

を 教育委員会事務局

教育長 教育次長

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公 告

昭和63年11月25日に実施した毒物劇物取扱者試験の合格者は、次のとおりである。

昭和63年12月6日

鳥取県知事 西 尾 四 次

1 一般毒物劇物取扱者試験の合格者

- | | | | |
|-------------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 宗 谷 延 徳 仁 上 芳 夫 浜 田 ひとみ | 延 徳 仁 上 芳 夫 浜 田 ひとみ | 延 徳 仁 上 芳 夫 浜 田 ひとみ | 延 徳 仁 上 芳 夫 浜 田 ひとみ |
| 谷 延 徳 仁 上 芳 夫 浜 田 ひとみ | 延 徳 仁 上 芳 夫 浜 田 ひとみ | 延 徳 仁 上 芳 夫 浜 田 ひとみ | 延 徳 仁 上 芳 夫 浜 田 ひとみ |
| 延 徳 仁 上 芳 夫 浜 田 ひとみ | 延 徳 仁 上 芳 夫 浜 田 ひとみ | 延 徳 仁 上 芳 夫 浜 田 ひとみ | 延 徳 仁 上 芳 夫 浜 田 ひとみ |
| 延 徳 仁 上 芳 夫 浜 田 ひとみ | 延 徳 仁 上 芳 夫 浜 田 ひとみ | 延 徳 仁 上 芳 夫 浜 田 ひとみ | 延 徳 仁 上 芳 夫 浜 田 ひとみ |
| 延 徳 仁 上 芳 夫 浜 田 ひとみ | 延 徳 仁 上 芳 夫 浜 田 ひとみ | 延 徳 仁 上 芳 夫 浜 田 ひとみ | 延 徳 仁 上 芳 夫 浜 田 ひとみ |
| 延 徳 仁 上 芳 夫 浜 田 ひとみ | 延 徳 仁 上 芳 夫 浜 田 ひとみ | 延 徳 仁 上 芳 夫 浜 田 ひとみ | 延 徳 仁 上 芳 夫 浜 田 ひとみ |
| 延 徳 仁 上 芳 夫 浜 田 ひとみ | 延 徳 仁 上 芳 夫 浜 田 ひとみ | 延 徳 仁 上 芳 夫 浜 田 ひとみ | 延 徳 仁 上 芳 夫 浜 田 ひとみ |
| 延 徳 仁 上 芳 夫 浜 田 ひとみ | 延 徳 仁 上 芳 夫 浜 田 ひとみ | 延 徳 仁 上 芳 夫 浜 田 ひとみ | 延 徳 仁 上 芳 夫 浜 田 ひとみ |
| 延 徳 仁 上 芳 夫 浜 田 ひとみ | 延 徳 仁 上 芳 夫 浜 田 ひとみ | 延 徳 仁 上 芳 夫 浜 田 ひとみ | 延 徳 仁 上 芳 夫 浜 田 ひとみ |
| 延 徳 仁 上 芳 夫 浜 田 ひとみ | 延 徳 仁 上 芳 夫 浜 田 ひとみ | 延 徳 仁 上 芳 夫 浜 田 ひとみ | 延 徳 仁 上 芳 夫 浜 田 ひとみ |

2 農業用品目毒物劇物取扱者試験の合格者

- | | | | | | | | | | | |
|-------------|---------------|-------------|-------------|-------------|---------------|---------------|-------------|-------------|-------------|-----------------|
| 古 平 芝 伊 高 小 | 門 井 田 縫 橋 田 陽 | 幸 啓 浩 洋 誠 一 | 夫 子 三 子 誠 一 | 青 村 清 秋 有 平 | 川 田 水 山 岡 井 純 | 洋 博 公 美 智 恵 一 | 司 豊 恵 代 恵 一 | 中 福 福 西 竹 小 | 尾 田 谷 田 内 林 | 雅 好 淳 春 都 美 子 登 |
|-------------|---------------|-------------|-------------|-------------|---------------|---------------|-------------|-------------|-------------|-----------------|

- 大田 寛 西脇 馨 山口 浩 恵
- 中西 顕 赤熊 泰博 永吉 見田 正秋
- 絹川 誠 吉田 里美 松田 田英一
- 山本 武 堂 英樹 櫃田 ひろみ
- 山根 義文 新山 晴紀 尾田 哲治
- 高尾 徳剛 丸山 礼美 遠藤 義徳
- 渡邊 子 川崎 文子 井上 勝弘
- 松本 紀彦 山根 正敬 徳
- 岩佐 光治 弘
- 大江 直弘
- 大古戸 康子 本池 操

3 特定品目毒物劇物取扱者試験の合格者

保健婦助産婦看護婦法（昭和23年法律第203号。以下「法」という。）
第18条の規定により、鳥取県准看護婦試験を次のとおり実施する。

昭和63年12月6日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 試験の日時

昭和64年2月24日（金）午前10時から午後3時まで

2 試験の場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂

鳥取市西町二丁目311 鳥取市福祉文化会館

3 受験資格

法第22条各号のいずれかに該当する者であること。

4 受験手続

(1) 受験願書の提出期間

昭和64年1月9日（月）から同月17日（火）まで（郵送の場合は、
昭和64年1月17日までの消印のあるものは、有効とする。）

(2) 受験願書の提出先

鳥取市東町一丁目220 鳥取県衛生環境部医務課

(3) 提出書類

ア 受験願書

イ 履歴書

ウ 修業証明書又は卒業証明書（昭和64年3月に修業又は卒業する見込みである者は、修業見込証明書又は卒業見込証明書を提出し、同月31日までに修業証明書又は卒業証明書を提出すること。）

エ 写真（出願前6箇月以内に脱帽して正面から上半身を撮影した縦6センチメートル、横4センチメートルのもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載すること。）

5 受験手数料及びその納付方法

(1) 受験手数料 3,700円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙はり付け欄にはり付けること。この場合、消印しないこと。

なお、県外から送付の場合は、現金を送付すること。

6 その他

- (1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、鳥取県衛生環境部医務課（電話0857-26-7190）に行うこと。
- (2) 受験願書の請求、受験に関する問い合わせ等を郵便によつて行う場合には、60円切手をはつた、あて先明記の返信用封筒を同封すること。

発行所 鳥取県鳥取市東町二丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月千八百円（送料を含む。）】